

概要版

瑞穂町子ども計画



瑞穂町公式キャラクター
みずほまる

令和7年3月

瑞 穂 町

1 計画の概要

(1) 計画の背景・目的



国では、出生率が継続的に低下しており、少子化が深刻化しています。一方、少子化のみならず、子どもの貧困、児童への虐待なども社会の大きな課題となっています。

このような状況の中、こども基本法に基づく「こども大綱」では、全ての子ども・若者が自立した個人として等しく健やかに成長でき、身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

町では、「第2期瑞穂町子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」という。）」を策定し、今までは就学児童までを対象とした子育て支援の充実に取り組んできましたが、今後は、こども基本法及びこども大綱に基づき、若者も含めた全ての子ども・若者を対象とした総合的なこども政策の推進が求められています。そのため、第2期計画の取組を踏襲しつつ、「瑞穂町子ども計画（以下「本計画」という。）」を新たに策定します。

今後は、本計画に基づき、町の子ども・若者に関する取組を推進することで、「こどもまんなか社会」の実現を目指していきます。

※本計画の対象は、おおむね18歳未満の子ども及び若者（おおむね39歳以下）とその家族とします。

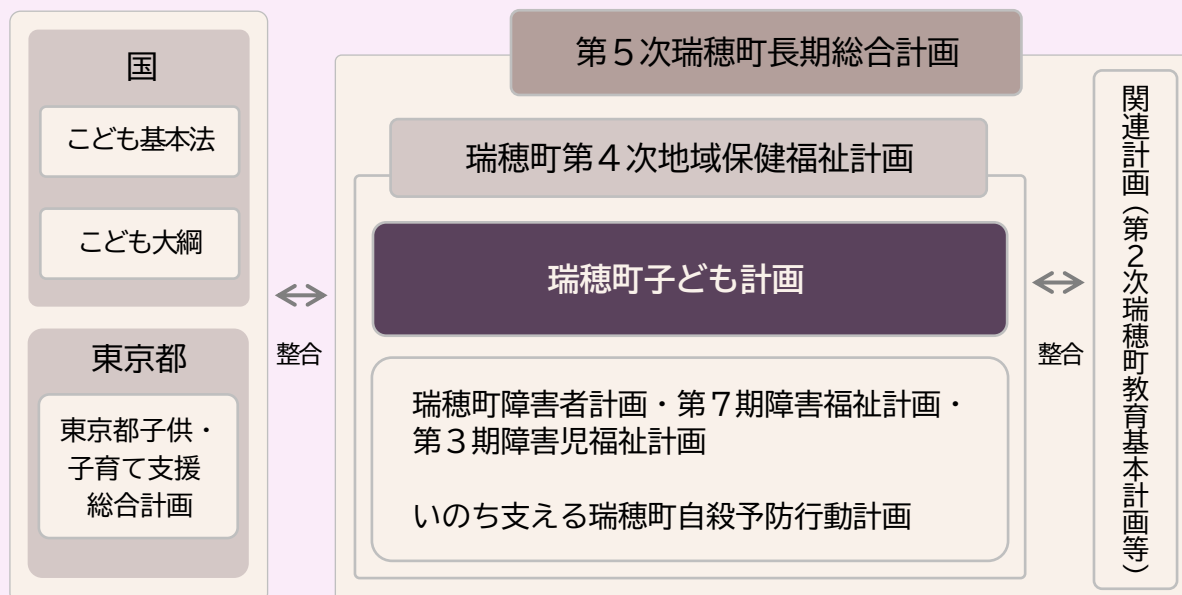
(2) 計画の期間



本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第2期瑞穂町子ども・子育て支援事業計画					瑞穂町子ども計画				

(3) 計画の位置付け



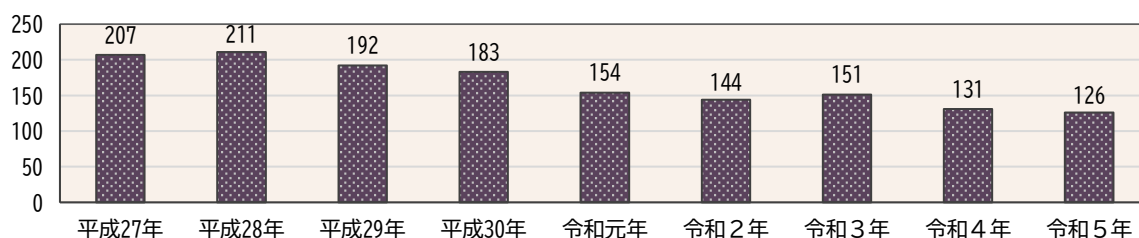
2 子ども・若者、子育て当事者を取り巻く現状と課題

(1) 少子化(出生)の状況



平成27年以降の出生数の推移をみると、平成28年以降から令和2年にかけて減少傾向でしたが、令和3年に一度増加したのち、令和4年からは再び減少しています。

(人)



(2) 子どもの意見聴取結果



<瑞穂町こどもフェスティバル>

○実施日：令和6年10月20日(日曜日)

○回答者：未就学児から高校生までの子ども 254人



<瑞穂町産業まつり>

写真：瑞穂町こどもフェスティバルの様子

○実施日：令和6年11月9日(土曜日) 11月10日(日曜日)

○回答者：未就学児から高校生までの子ども 267人

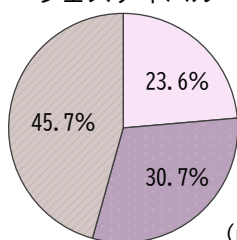


写真：瑞穂町産業まつりの様子

①瑞穂町のいいところを教えてください！



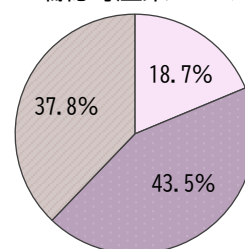
■瑞穂町こどもフェスティバル



(n=254)

- 遊べる場所があるところ
- 自然がいっぱいあるところ
- 楽しいイベントがあるところ

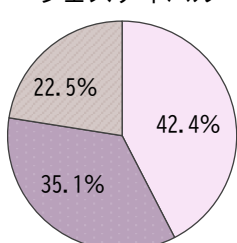
■瑞穂町産業まつり



(n=267)

②もし、あなたが瑞穂町の町長になったら どんなまちにしたい？

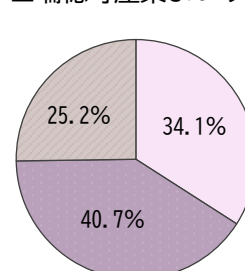
■瑞穂町こどもフェスティバル



(n=231)

- 安全・安心に暮らせるまち
- 家族で楽しむことができるまち
- モノレールをいかした、にぎわいのあるまち

■瑞穂町産業まつり



(n=226)

3 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念



こども基本法及びこども大綱では、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が掲げられています。

本計画では、これまでの子ども・子育てに関する取組を継承しながら、若者も含めた全ての子どもを対象に、より一層の子ども・子育て世帯に対する支援に加え、若者支援の充実を図ることで、子ども人口の減少に歯止めをかけると同時に、全ての子ども・若者、子育て世帯にとって幸せに暮らせるまちづくりを目指していきます。

■基本理念



子どもや若者、子育て世帯が幸せになれるまち みずほ

(2) 施策体系



基本理念	基本目標	基本施策
子どもや若者、子育て世帯が幸せになれるまち みずほ	基本目標1 子ども・若者のための地域づくり	【基本施策1】子ども・若者の権利に関する理解の促進と権利侵害の防止
		【基本施策2】子ども・若者の意見表明と参画機会の促進
		【基本施策3】子どもの生きる力を育成する学校教育環境の整備
		【基本施策4】子ども・若者の居場所づくり
		【基本施策5】子ども・若者を取り巻く有害環境への対応の推進
	基本目標2 子育て世帯のための環境づくり	【基本施策1】地域の子育て世帯の支援
		【基本施策2】地域と協働で進める子育て支援のコミュニティづくり
		【基本施策3】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
		【基本施策4】母子健康づくりの推進
		【基本施策5】子育てを支援する環境づくり
	基本目標3 支援が必要な子ども・若者、子育て世帯のための地域づくり	【基本施策1】困難に直面する子ども・若者への支援
		【基本施策2】生活に困難を抱える子育て世帯への支援
		【基本施策3】障がいのある子どものための施策の充実

4 施策の展開

基本目標1 子ども・若者のための地域づくり



目標の方向性：「こどもまんなか社会」の実現に向けて、地域全体として、子ども・若者が権利の主体であることの共通認識を持ちながら、これまでの取組をさらに推進するとともに、子どもや若者の意見を取り入れ、子ども・若者を主体とした地域づくりを進めていきます。

主な取組

- 子ども・若者の権利の普及啓発
- 豊かな心と健やかな体の育成
- 学校教育の充実
- 子ども・若者を犯罪から守るための活動の推進



など

基本目標2 子育て世帯のための環境づくり



目標の方向性：今後は、これまで以上に子育て世帯の意見を十分取り入れながら、真に求められる子育て支援サービスを追求し、選択と集中のもと、子育て世帯が安全・安心・幸せに子育てができる環境づくりを進めていきます。

主な取組

- 保育サービスの充実
- 児童手当の給付
- 地域交流の推進
- 仕事と家庭が両立しやすい就労環境づくりの推進



など

基本目標3 支援が必要な子ども・若者、 子育て世帯のための地域づくり



目標の方向性：これまでの取組をもとに、さらに良好な成育環境を確保し、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長でき、全ての子育て世帯が幸せな状態で暮らせる地域づくりを進めていきます。

主な取組

- 子どもの虐待防止
- いじめ、不登校等困難に直面する子ども・若者への支援
- ひとり親家庭等への支援
- 生活困窮家庭への支援



など

5 量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策



区分		令和7年度	令和11年度
幼児教育（満3歳児～5歳児・1号認定）	量の見込み（人）	181	155
	確保方策（人）	440	129
保育所等（3歳～5歳児・2号認定）	量の見込み（人）	396	339
	確保方策（人）	436	472
保育所等（2歳児・3号認定）	量の見込み（人）	110	109
	確保方策（人）	130	140
保育所等（1歳児・3号認定）	量の見込み（人）	93	101
	確保方策（人）	103	108
保育所等（0歳児・3号認定）	量の見込み（人）	64	69
	確保方策（人）	70	70

(2) 主な地域子ども・子育て支援事業



新 は新規事業

① 利用者支援事業

保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

② 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日や利用時間以外の日及び時間に、保育所、認定こども園等で引き続き保育を実施する事業

③ 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育が困難になった児童について、児童養護施設等で一時的にお預かりする事業

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑥ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

⑦ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言を行う事業

⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨ ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動を行う事業

新 ⑩ 子育て世帯訪問支援事業

要保護児童・要支援児童のいる家庭を訪問し、食事の支度、洗濯、掃除、保育所等の送迎、子育ての相談、学習支援等の支援を行う事業

新 ⑪ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対する相談支援を行い、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型相談支援の充実を図る事業

新 ⑫ 乳児等通園支援事業

保育所等に通っていない全ての子育て世帯に対して、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる新たな通園支援事業

新 ⑬ 産後ケア事業

産後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業

※その他の地域子ども・子育て支援事業や量の見込みと確保方策については、計画書本編 P77～をご参照ください。

6 計画の推進に当たって

(1)「こどもまんなか社会」の実現に向けた目標の設定



「こどもまんなか社会」の実現に向け、子ども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標を以下のとおり設定します。

■ 9つの目標と目標値

	現状値	目標値
①「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	小・中保護者 26.0% 16歳・17歳 18.3% 18歳～39歳 12.6%	70%
②「生活に満足している」と思う子どもの割合	小・中学生 62.7%	70%
③「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思う子ども・若者の割合	小・中保護者 54.7% 16歳・17歳 38.4% 18歳～39歳 53.6%	70%
④「今の自分が好きだ」と思う子ども・若者の割合 (自己肯定感の高さ)	小・中学生 52.3% 小・中保護者 68.7% 16歳・17歳 58.9% 18歳～39歳 59.1%	70%
⑤「自分には自分らしさというものがある」と思う子ども・若者の割合	小・中学生 72.0% 小・中保護者 78.7% 16歳・17歳 78.0% 18歳～39歳 77.2%	90%
⑥「どこかに助けってくれる人がいる」と思う子ども・若者の割合	小・中学生 84.3% 16歳・17歳 90.4%	現状維持
⑦「自分の将来について明るい希望がある」と思う子ども・若者の割合	小・中学生 61.3% 小・中保護者 48.0% 16歳・17歳 61.6% 18歳～39歳 52.4%	80%
⑧「子ども施策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思う子ども・若者の割合	小・中保護者 21.4% 16歳・17歳 26.0% 18歳～39歳 15.7%	70%
⑨「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	小・中保護者 27.4% 16歳・17歳 28.7% 18歳～39歳 18.1%	70%

(2) 計画の達成状況の点検及び評価



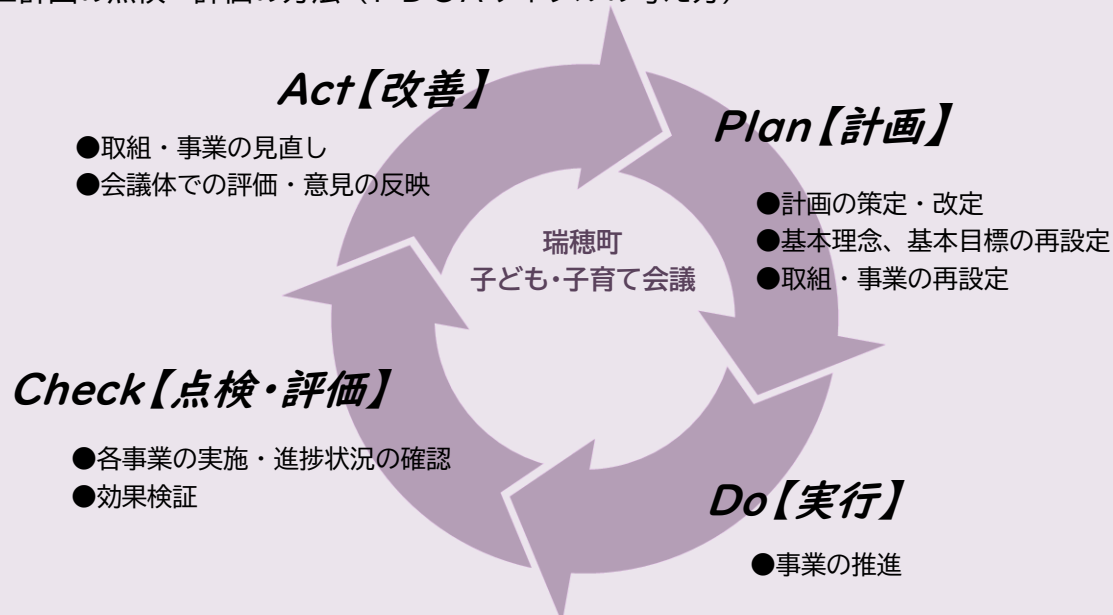
① 進捗の管理

進捗状況を管理するために、年度ごとに「子ども計画進捗状況等管理票」を作成します。管理票は、該当年度の取組状況、達成度、翌年度の取組見込み、効果や成果、課題等を明確にし、「瑞穂町子ども・子育て会議」委員の意見を記録します。

② 進捗状況の公表

「子ども計画進捗状況等管理票」については、年度ごとに各事業の進捗状況や達成度等について確認及び把握し、ホームページで公表していきます。また、計画に掲げた取組・事業の進捗については、瑞穂町子ども・子育て会議を定期的に行い、各種事業や施策の進捗・達成度の評価・検証を行ったうえで取組内容を改善するなど、PDCAサイクルの適切な運用に基づき検証を行っていきます。

■計画の点検・評価の方法（PDCAサイクルの考え方）



瑞穂町子ども計画（概要版）

令和7年3月

発行 瑞穂町

企画・編集 瑞穂町福祉部子育て応援課

〒190-1292

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

TEL 042-557-7624

FAX 042-556-3401